

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月26日

【事業年度】 第34期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社 王将フードサービス

【英訳名】 OSHO FOOD SERVICE CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大東 隆 行

【本店の所在の場所】 京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1

(注) 上記は、登記上の本店所在地であり、本社事務は、下記の最寄りの連絡場所で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 京都市山科区西野山射庭ノ上町237番地

【電話番号】 075(592)1411(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営企画部長 鈴木 和 久

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第34期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1)会社の機関の内容、リスク管理体制及び内部統制システムの整備の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)会社の機関の内容、リスク管理体制及び内部統制システムの整備の状況

（訂正前）

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次の通りです。

模式図 <省略>

取締役会は9名で構成され、社外取締役は選任しておりません。なお、当社は定款で取締役は15名以内とし、選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらないものとして定めております。また、取締役の解任決議要件を定款で議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上をもって行うと定めております。

監査役会は3名で構成され、3名とも社外監査役で内1名が常勤であります。監査役は取締役会にすべて出席し、取締役会の経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに必要に応じて意見を述べます。また、内部監査室を設置しており、逐次必要な内部監査を実施しております。公認会計士監査は監査法人トーマツに依頼しております。企業経営及び日常の業務に関しては、弁護士などの社外の専門家から必要に応じて経営判断上のアドバイスを受ける体制をとっております。

取締役会の戦略決定及び業務監査機能を確実なものとし、経営環境の変化に機敏に対応できる体制の強化に努めております。このため、当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。また、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

なお、コンプライアンスの強化・徹底を推し進めていくために、社内業務のチェックなどを図り、意識の向上を図っております。特に外食業界に求められる環境問題については専門の部署を設置し、コンプライアンスの徹底を図っております。

(訂正後)

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次の通りです。

模式図 <省略>

取締役会は9名で構成され、社外取締役は選任しておりません。なお、当社は定款で取締役は15名以内とし、選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらないものとして定められています。また、取締役の解任決議要件を定款で議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上をもって行うと定めるとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

監査役会は3名で構成され、3名とも社外監査役で内1名が常勤であります。監査役は取締役会にすべて出席し、取締役会の経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに必要に応じて意見を述べます。なお、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めているとともに、社外監査役との間で責任限定契約ができる旨を定款で定めております。当社は、社外監査役的全員と会社法第427条第1項の規定により、当該社外監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。また、内部監査室を設置しており、逐次必要な内部監査を実施しております。公認会計士監査は監査法人トーマツに依頼しております。企業経営及び日常の業務に関しては、弁護士などの社外の専門家から必要に応じて経営判断上のアドバイスを受ける体制をとっております。

取締役会の戦略決定及び業務監査機能を確実なものとし、経営環境の変化に機敏に対応できる体制の強化に努めております。このため、当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。なお、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。また、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

なお、コンプライアンスの強化・徹底を押し進めていくために、社内業務のチェックなどを図り、意識の向上を図っております。特に外食業界に求められる環境問題については専門の部署を設置し、コンプライアンスの徹底を図っております。